

日野南中学校 PTA 規約

第1章 総則

- 第1条 (名称) 本会は、横浜市立日野南中学校 PTA と称する。
- 第2条 (目的) 本会は、次のことを目的とする。
- 1.保護者と教職員が協力して、学校・家庭・社会における生徒の福祉の増進と心身の健全な発達を図る。
 - 2.会員の研修と親睦を図る。
 - 3.学校及び地域社会の教育的環境の整備に協力する。
- 第3条 (方針) 本会は、次の方針によって活動する。
- 1.本会は教育の向上を目的とする民主団体として、自主性を持って活動し、他のいかなる団体、機関の支配・統制・干渉を受けない。
 - 2.本会は特定の政党や宗教に偏ることなく、また、営利そのものを目的とするような行為を行わない。
 - 3.本会は、学校の行政、管理、人事に干渉するものではない。
 - 4.本会は、生徒の福祉のために活動する他の社会的諸団体及び機関と協力する。
- 第4条 (会員) 本会の会員は次の通りとする。
- 1.本校に在籍する生徒の保護者。
 - 2.本校に勤務する校長及び教職員。
 - 3.本校の会員は、区市全国 PTA 連絡協議会の会員となる。
- 第5条 (会計) 本会の会計は次の通りとする。
- 1.本会の経費は会費及び他の収入をもってこれにあてる。
 - 2.会費は1世帯につき月額 400 円とし、12 ヶ月納入する。
ただし、事情により免除減額することができる。
 - 3.本会の収入は、第2条の目的達成のため以外には使用してはならない。
 - 4.本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 組織・機関

- 第6条 本会に次の機関を置く。
- 1.総会 2.常任委員会 3.運営委員会 4.特別委員会
- 第7条 総会は定例総会(年度初め総会・年度末総会)と臨時総会の2種類とする。
- 1.定例総会の主なる会務は次の通りである。
 - (1)年度初め総会
前年度決算報告及び承認、今年度活動計画、予算の審議及び承認、その他。
 - (2)年度末総会
活動報告、次年度役員及び会計監査委員の承認、その他。
ただし旧役員の任務は3月31日まで継続される。
 - 2.臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合、または、全会員の3分の1以上の要求があった場合には会長が臨時招集する。
 - 3.総会の日時、場所、議題は総会の7日前までに通知する。
 - 4.総会は紙面で行うこともできる。
- 第8条
- 1.総会の成立
総会は会員の過半数の出席をもって成立する。定足数は委任状をもって充足することができる。紙面総会は過半数の議決書の提出をもって成立する。
 - 2.総会の決議
総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とし、紙面総会の決議は、提出された議決書の過半数の同意を必要とする。
ただし、役員・会計監査委員の承認及び規約の改正については、出席者の過半数以上の同意を必要とする。

- 第 9 条 運営委員会は、本会の役員・常任委員会の連絡係等・校長・副校長をもって構成し、任務は次の通りである。
1. 常任委員会によって立案された活動計画の審議検討。
 2. 予算案その他総会に提出する議案ならびに報告書の作成。
 3. 総会によって決定された事項の処理。
 4. 必要ある場合は特別委員会の設置。
 5. その他必要な事項。
- 第 10 条 常任委員会の種類・構成及び任務は次の通りとする。
〔イベント委員会〕
会員より選出された委員と教員若干名をもって構成し、会員の研修・親睦・保健厚生・広報・生徒指導の支援等の活動を行う。
- 第 11 条 常任委員会の委員の選出
1. 常任委員会の学年委員は 2・3 学年においては前年度末、1 学年においては年度当初に選出する。委員会の委員数は毎年運営委員会で定めることとする。
 2. 常任委員会の任期は 1 年とする。ただし引き続き再任を認める。
 3. 常任委員の補充については運営委員会に諮る。
- 第 12 条 特別委員会
特別委員会は運営委員会が必要と認めたとき設けることができる。ただし、この委員会はいかなる活動についても運営委員会に諮らなければならない。

第3章 役員及び会計監査委員

- 第 13 条 本会には次の役員を置く。役員は他の役員を兼ねることはできない。
1. 会長 1 名、副会長 2 名、書記 3 名、会計 3 名とする。
(書記と会計にはそれぞれ必ず 1 名以上の先生が参加する。)
 2. 会長が選出できない場合は、会長 1 名・副会長 2 名に代わり、代表 3 名での代表制とすることができる。
- 第 14 条 役員の任務は次の通りである。
1. 会長または代表は本会を代表し、会務を統括する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は代行する。代表制においては、互いを補う。
 3. 書記は総会・運営委員会の議事を正確に記録し、その他庶務にあたる。
 4. 会計は総会において議決された予算に基づき、いっさいの会計事務を行う。
- 第 15 条 役員任期
1. 役員任期は 1 年とし再選をさまたげない。欠員が生じたときの補充については運営委員会において決議決定する。
 2. 補充者の任期は前任者の残任期間とする。
- 第 16 条 会計監査委員
1. 年度末総会で選出された 2 名の会計監査委員をもって会計監査委員会を組織し、会計を監査し、総会で報告する。
 2. 監査は年度末の定期監査のほか必要に応じ、臨時に会計の監査を行うことができる。
 3. 任期は役員に準ずる。ただし、役員及び推薦委員との兼任はできないが、他の委員との兼任は事情によりできる。

第4章 推薦委員の選出と任務

- 第 17 条 役員推薦委員会及び推薦委員の選出
1. 推薦委員会は会員より選出され、教員より選出された 2 名とともに構成する。
 2. 推薦委員の氏名は全会員に発表する。
 3. 推薦委員は役員及び会計監査の候補者になることはできない。
- 第 18 条 推薦委員の任務
1. 推薦委員はそれぞれの役員・監査委員の立候補者、推薦候補者を募り、

- 選考して、年度末総会の7日前までに全会員に知らせる。
2. 推薦委員会は年度末総会において、出席者の過半数以上の賛成により役員・監査委員を決定する。
 3. 被推薦者は、在学学年及び新入学年の保護者を対象とする。

第19条 推薦委員会内規

推薦委員会の運営に関する事項は細則によってこれを定める。

第5章 改正

- 第20条 規約は総会において出席者の過半数以上の賛成により改正することができる。ただし、改正案は総会の5日前までにその内容を全会員に通知しておかなければならない。

第6章 慶弔規定

- 第21条 本会の慶弔・表彰に関する事項は細則によってこれを定める。

第7章 附則

- 第22条 この規約は昭和54年4月1日より実施する。

昭和55年2月28日一部改正

昭和59年3月1日一部改正

昭和61年5月24日一部改正

ただし第13条2号及び第16条1号については昭和62年度より実施する。

昭和62年2月28日一部改正

平成8年3月1日一部改正

平成13年3月5日一部改正

平成14年5月29日一部改正

平成18年5月13日一部改正

平成22年3月2日一部改正。平成22年4月1日より実施する。

平成27年5月9日一部改正

平成29年12月18日一部改正。平成30年1月1日より実施する。

令和2年4月24日一部改正。令和2年7月22日より実施する。

令和4年2月28日一部改正。令和4年4月1日より実施する。

令和5年3月1日一部改正。令和5年3月2日より実施する。

組織図

